

## 手続開始の公示及び業務説明書等の変更について

手続開始の公示及び業務説明書及び競争参加者の資格に関する公示を次のとおり変更します。

令和6年4月12日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 伊藤 晋哉

- 1 公告日 令和6年4月1日
- 2 件名 空自那覇（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務
- 3 訂正内容  
本件の記載を以下のとおり変更する。

### 1. 手続開始の公示 2 競争参加資格（3）

「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。」

を

「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。ただし、構成員に建築一式又は土木一式のいずれかのAの格付を有する者を1社以上含むこと。」に変更する。

### 2. 業務説明書 5 競争参加資格（3）

「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以

上、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。

を

「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。ただし、構成員に建築一式又は土木一式のいずれかのAの格付を有する者を1社以上含むこと。」に変更する。

3. 競争参加者の資格に関する公示 7 特定建設工事共同企業体としての資格（1）イ  
「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。

を

「防衛省競争参加資格の経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」かつ「コンサルタント建築：C以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（A等級）は、「建築一式：990点以上」、「土木一式：990点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」、「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員（B等級）については、「建築一式：830点以上」又は「土木一式：830点以上」のいずれかであること。ただし、構成員に建築一式又は土木一式のいずれかのAの格付を有する者を1社以上含むこと。」に変更する。

以 上